

## 令和5年度山形県農山漁村地域持続的発展活動支援事業費補助金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 知事は、農山漁村の多様で豊富な農林水産物や地域資源を活かし、農林漁業者等の新たなチャレンジによる地域の持続的発展を図る取組みを促進するため、山形県農山漁村地域持続的発展活動支援事業実施要領（平成31年4月8日付け農政第17号。以下「実施要領」という。）第2に定める事業実施主体が実施要領に基づく事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で事業実施主体に対し補助金を交付する。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、事業実施計画（実施要領第5の4の規定による知事の承認を受けた事業実施計画をいう。以下同じ。）の目的達成に必要な経費として、実施要領の第3の2に定める事業内容に応じて別表1に掲げるものとする。

2 一の事業実施主体当たりの補助金の額は、実施要領の第3の2に定める類型及び事業内容に応じて別表2により算出された額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

### (交付申請)

第3条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画書（実施要領別記様式第1号）
- (2) 収支予算書（別記様式第1号）

2 事業実施主体は、前項の補助金の交付の申請をする場合において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

### (交付の決定)

第4条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、事業実施主体に通知するものとする。

2 知事は、前項による交付決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消

費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額するものとする。

- 3 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(条件)

第5条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業実施計画の変更
- (2) 機器等導入・活用計画の変更
- (3) 新たな事業の実施
- (4) 事業実施主体の変更
- (5) 事業費の3割を超える増減

2 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の変更について知事の承認を受けようとする場合は、事業計画変更承認及び補助金変更交付申請書（別記様式第2号）を提出しなければならない。

3 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、その理由を記載した事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、補助事業遂行状況報告書（別記様式第4号）を提出しなければならない。

5 規則第7条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後も、財産管理台帳（別記様式第5号）を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- (2) 規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間（補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則第22条及び第8条第1項の規定により処分が制限されているものに係るものについては、当該制限を受ける期間）保管しなければならない。
- (3) この補助金に係る補助の交付と対象経費を重複して、他の国又は県の補助金等の交付を受けてはならない。

(状況報告)

第6条 規則第12条の規定による補助事業状況報告書（規則別記様式第2号）は、令和5年11月末日現在の状況を同年12月11日までに提出するものとし、添付

すべき書類は、事業実施状況報告書（別記様式第6号）とする。ただし、当該期日までに補助事業が完了したものについては、補助事業実績報告書の提出をもって代えることができるものとする。

（実績報告）

第7条 補助事業の実施期限は令和6年2月末日までとし、また、規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業完了の日から起算して30日を経過する日又は令和6年3月11日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 実績報告書（別記様式第7号）
- (2) 収支精算書（別記様式第1号）
- (3) 財産管理台帳（別記様式第5号）（機器等導入を実施した場合）

2 事業実施主体は、第3条第2項ただし書に該当する場合において、前項の実績報告書の提出に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額して報告しなければならない。

3 事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体については、その減じた金額を上回る部分の金額）を消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書（別記様式第8号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の命令を受けてこれを返還しなければならない。

（財産処分の制限）

第8条 規則第22条に規定する知事が指定する財産は、取得価格又は効用の増加額が1件50万円以上の機器等とする。

2 規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（別記様式第9号）に理由書を添えて提出しなければならない。

3 知事は、前項の承認をする場合において、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を県に納付させることができるものとする。

4 規則第22条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

（概算払）

第9条 知事は、必要と認めた場合は、補助金の概算払を行うことがある。

2 事業実施主体は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（別記様式第10号）を知事に提出しなければならない。

(書類の提出)

第 10 条 この補助金に関して事業実施主体が知事に提出する書類は、所管の総合支庁産業経済部地域産業経済課に提出するものとする。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 26 日から施行する。

別表 1

事業内容	区分	内容
事業検討	旅費	当該事業の実施に最小限必要な旅費及び講師旅費
	報償費	当該事業の実施に最小限必要な講師等に係る謝金
	需用費	当該事業の実施に最小限必要な次の経費 燃料費（自動車等の燃料費） 印刷製本費（パンフレット、チラシ、各種資料の印刷費） 修繕費（資材等の修繕費） 消耗品及び材料購入費（商品開発に要する物品購入費。種苗費を含み、販売する商品に直結する材料に係るものを除く。）
	役務費	当該事業の実施に最小限必要な通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費）、手数料
	使用料及び賃借料	当該事業の実施に最小限必要なほ場（農地）、会議室、会場、物品等の使用料及び賃借料
	物品購入費	当該事業の実施に最小限必要な5万円以下の物品（資材及び機材）の購入費
	委託料	当該事業の実施に直接必要な研究、開発等の委託費
	その他	事業の実施に必要と知事が認めるもの
機器等導入	備品購入費	当該事業の実施に最小限必要な備品（機材）の購入費
	工事請負費	当該事業の実施に最小限必要な施設の整備費
	その他	事業の実施に必要と知事が認めるもの

別表 2

類型	事業内容	補助対象経費 上限額	補助金の額
事業検討型	事業検討	300 千円	当該年度における事業に要する経費と補助対象経費上限額のいずれか低い額（以下「補助基本額」という。）の3分の2に相当する額
機器等導入 展開型	事業検討	300 千円	補助基本額の3分の2に相当する額
	機器等導入	1,600 千円	補助基本額の2分の1に相当する額